

京都市立看護短期大学の教育資源 に係る承継者公募要項（案）

平成24年3月
京都市

京都市立看護短期大学の教育資源に係る承継者公募要項

1 趣旨及びこれまでの経過

京都市では、市内私立大学と連携協力して、看護教育の充実及び質の高い看護師の確保を図っていくため、「看護職員養成・確保に関する連携協力協議」(参考1参照)に参画する関係私立大学との間で、京都市立看護短期大学(平成22年5月市会で廃止条例可決。以下「看護短大」という。)の教育資源の承継等に関する協議を進めて参りました。

しかし、一括承継について大きな進展が望めない状況を踏まえ、この度、関係私立大学との合意の下で、当該連携協力協議を終了することとしました。

一方で、この度、当該連携協力協議に参画していない市内学校法人(参考2参照)から、看護短大の教育資源を承継する四年制大学を新設したいとの申出がありました。

このため、本市では、公平性・透明性を確保する観点から、改めて、学校法人の新設も含め、市内で四年制看護学科(大学)の設置を計画している者に対象を拡大して、看護短大の教育資源に係る承継者を公募の上、選定することとしました。

2 公募の概要

(1) 名称

京都市立看護短期大学の教育資源に係る承継者の公募

(2) 実施者

京都市

(3) 事務局

京都市保健福祉局保健衛生推進室医務審査課

〒604-8091

京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1

中信御池ビル5階

電 話 075-213-2983・2991

FAX 075-213-2997

E-mail imushinsa@city.kyoto.jp

ホームページアドレス

http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-5-2-0-0_3.htm

(4) 内容

京都市内において四年制看護学科(大学)の設置を計画している学校法人等から、看護短大の土地、教員、備品、図書等の教育資源を承継して行う四年制看護学科(大学)の設置計画を公募し、本市が設置する京都市立

看護短期大学の教育資源に係る承継者審査委員会（以下「審査委員会」という。）で実現可能性等を審査したうえで、承継者を選定するもの。

3 スケジュール

項 目	日 時
(1) 第1回審査委員会開催（公開） 募集要項案の審査	平成24年3月 1日（木）
(2) 公募開始・募集要項配布	平成24年3月 日（ ）（3月上・中旬）
(3) 説明会開催（現地説明）	平成24年3月 日（ ）（3月下旬）
(4) 質問の受付	平成24年3月 日（ ）（3月下旬） ～ 平成24年4月 日（ ）（4月上旬）
(5) 回答	平成24年4月 日（ ）（4月中旬） ※ 追加質問については、以降随時受付
(6) 応募の受付	平成24年4月 日（4月中旬） ～ 平成24年4月 日（4月下旬）
(7) 審査委員会による審査	平成24年5月上旬～中旬
(8) 優先交渉事業者の選定	
(9) 基本協定の締結	平成24年5月下旬
(10) 土地使用権原の設定に係る契約 （看護短大土地の一部を使用する 場合のみ）	平成24年度内 （引渡し時期は別途協議）

4 応募資格

京都市内において、保健師助産師看護師法第21条第1号に規定する学科（以下「四年制看護学科（大学）」という。）の設置を計画している者

ただし、次の各号に掲げる事項に該当する者を除く。

- (1) 法人（団体）又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者
- (3) 法人（団体）又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- (4) 法人（団体）又はその代表者が次に掲げる税等を滞納している者
 - ア 所得税又は法人税

- イ 消費税
 - ウ 本市の市税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (5) 法人（団体）又はその代表者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者。
- (6) その他看護短大の教育資源の承継先としてふさわしくない者

（参 考）

保健師助産師看護師法（抄）

第21条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

(1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。

（中略））において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者

（以下略）

5 応募条件

- (1) 京都市内に四年制看護学科（大学）を設置し、看護師を養成すること。
- (2) 開設時期は、平成26年4月を目途とすること。
- (3) 事業計画において次の事項を採り入れること。
- ア 看護短大から承継する教員は、看護短大廃止後（平成25年3月以降を予定）、本人が希望しない場合を除き、原則、採用すること。
 - イ 看護短大から承継する教員の給与は、原則、現給保障すること。
 - ウ 四年制看護学科（大学）における教育理念と教育課程の編成について、看護短大の歴史と伝統に培われた教育的蓄積を反映させたものとする。

（採り入れることが望ましい事項）

次の事項については、応募者が事業計画に採り入れることが望ましい。

- エ 京都市立病院と協力し、看護実習の一部について、同病院で実施すること。
- オ 四年制看護学科（大学）に在籍する学生を対象とする奨学金制度を設け、これとの併用を利用の条件とする京都市の「京都市看護師修学資金融資制度」についても学生が適用を受けられるよう制度を整えること。

(採り入れることができる事項)

次の事項については、応募者が事業計画に任意に採り入れることができることとする。

カ 看護短大の土地の一部（最大4,000㎡程度）を利用し、同地上に四年制看護学科（大学）を設置すること（参考3及び別紙1参照）。

キ 看護短大の備品について、看護短大廃止後、京都市から譲渡を受け、活用すること。

ク 看護短大の図書について、看護短大廃止後、京都市から譲渡を受け、活用すること。

- (4) 事業実施に当たっては、法令等を遵守するとともに、看護師の確保をはじめとする本市の保健福祉行政との連携協力を図ること。
- (5) 事業実施に当たっては、地域との良好な関係の構築に努めること。
- (6) 看護短大の土地の一部を利用する場合には、原則、20年間は応募に係る事業を継続すること。

6 応募手続

募集要項の公表・配布、現地説明会の参加申込、質問及び応募書類の提出等の手続きは次のとおりです。

なお、各手続きの受付時間は、土日・祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までです。

(1) 募集要項の公表・配布

次のとおり募集要項を公表・配布します。

ア 期間

平成24年3月 日（ ）から平成24年4月 日（ ）まで

イ 場所

京都市保健福祉局保健衛生推進室医務審査課（中信御池ビル5階）

ウ 方法

募集要項の冊子をお渡しします。なお、配布期間中に上記2(3)記載の事務局のホームページからダウンロードしていただくことも可能です。

(2) 説明会の開催（現地説明会を兼ねます。）

ア 日時

平成24年3月 日（ ）

午前10時から正午まで

イ 場所

京都市立看護短期大学（中京区壬生東高田町1番地の2）

ウ 応募資格

上記4の応募資格を満たす者

エ 方法

「現地説明会参加申込書」**別紙2**に必要事項を御記入いただき、電子メールに添付して上記2(3)記載の事務局に送付してください。

なお、電子メールの送付に当たっては、表題を「説明会申込」としていただきますようお願いいたします。

また、メールの送付後、3日以内又は3月 日（ ）の正午までに確認メールが届かなかった場合は、恐れ入りますが担当部署まで電話でのお問合せをお願いいたします。

オ 申込期間

平成24年3月 日（ ）から平成24年3月 日（ ）まで

(3) 質問の受付

応募書類の作成等に関する質問及びその回答は、次のとおり行います。

ア 受付期間

平成24年3月 日（ ）から4月 日（ ）まで

イ 質問を行うことができる者

上記4の応募資格を満たす者

ウ 質問方法

「質問書」**別紙3**に質問事項を御記入いただき、電子メールに添付して上記2(3)記載の事務局に送付してください。

なお、電子メールの送付に当たっては、表題を「看護短大教育資源の承継者審査に関する質問」としていただきますようお願いいたします。

また、メールの送付後、3日以内に確認メールが届かなかった場合は、恐れ入りますが担当部署まで電話でのお問合せをお願いいたします。

エ 回答方法

平成24年4月 日（ ）に、電子メールにて回答します。ただし、回答が間に合わない場合には、その後に随時、回答することもありますので、あらかじめ御了承ください。

回答には、他の質問者からの質問に対する回答も含めます(質問者は、匿名とします。)

オ 確認

本市から、質問者の応募資格の有無や、質問の内容について、個別に確認することがあります。

カ その他

本市において、質問者の応募資格の有無が確認できない場合や、本件公募事務を進めるうえで直接関係しないと考えられる質問については、回答しないことがあります。

(4) 応募書類受付

ア 受付期間

平成24年4月 日 () から4月 日 ()

イ 提出部数

20部

資料は、下記7の提出書類の順に綴り、各資料にはインデックスを付けてください。

ウ 提出書類

下記7に規定する書類

エ 提出方法

持参に限ります。

なお、提出に当たっては、提出日の前日までに上記2(3)に記載の事務局まで電話により連絡してください。

オ 提出場所

京都市保健福祉局保健衛生推進室医務審査課（中信御池ビル5階）

(5) 応募に当たっての留意事項等

ア 1応募者につき、1提案とします。

イ 応募締切後は、本市が補正を求めた場合や、本市が認めた場合を除き、応募書類の訂正、差し替え、加筆・追加等はできません。

ウ 応募書類の作成に当たり、第三者の有する著作権を使用する場合は、応募者の責任で行ってください。

エ 応募書類は、京都市情報公開条例第7条第1項第2号の規定に該当するため、原則非公開になります。

オ 応募書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

カ 応募に要する費用は、応募者の負担とします。

キ 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

ク 応募書類に使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本円とします。

7 提出書類（様式集は別紙4のとおり）

(1) 申請書（様式1）

(2) 申請団体の概要が分かる書類（様式任意）

ア 定款又は寄付行為

イ 団体の概要

ウ 代表者の履歴

エ 役員名簿

(3) 法人登記簿謄本

- (4) 印鑑証明書
 - (5) 財務諸表（平成 22, 23 年度分。様式任意）
 - (6) 納税証明書（平成 23 年 4 月 1 日以降に発行された直近 2 年分の原本）
 - ア 国税（法人税及び消費税）
 - イ 市税（本市に事業所がある場合、法人市民税及び固定資産税）
 - (7) 事業運営実績書（様式任意）
 - (8) 事業計画書（様式 2）
 - ア 事業計画趣旨説明（様式 2-1）
 - イ 四年制看護学科（大学）の概要（様式 2-2）
 - ウ 将来的な事業展開及び施設整備の構想（様式 2-3）
 - エ 四年制看護学科（大学）開設準備計画等の概要（様式 2-4）
- ※ 上記の他、審査に必要と認める書類の追加提出等を求めることがあります。

8 優先交渉事業者の選定方法

(1) 審査方法

ア 事務局審査

応募資格を満たしているか、必要事項が記入できているか等について形式審査を行います。

応募資格を満たさない者は失格とします。

審査に必要と認めるときは、応募書類について、本市から修正や加筆等を求めることがあります。

イ 審査委員会審査

上記 8 (1) アの審査を通過した者について、審査委員会が、申請団体から事業計画内容のプレゼンテーションを受け、質疑応答を行います。そのうえで、事業計画を審査し、下記 8 (2) に規定する審査基準に基づき得点を付けることとします。

なお、プレゼンテーションの開催場所、日時や方法等については、別途郵送で通知します。

ウ 優先交渉事業者の決定

審査委員会による審査の結果、第 1 順位の得点となった申請者を優先交渉事業者とします。

(2) 審査基準

別紙 5「審査項目及び審査基準」のとおり

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、応募者全員に郵送で通知するとともに京都市のインターネットホームページで公表します。

なお、審査の結果、適格者がいないと判断した場合には、該当者なしとします。

9 優先交渉事業者の選定後の手続き

(1) 交渉と基本協定の締結

優先交渉事業者と本市は、事業計画の内容や、提案時に出された要望等について協議を行ったうえで、合意に至った場合には、事業の基本的な事項について協定（以下「基本協定」といいます。）を締結します。この基本協定の締結により、優先交渉事業者を「承継者」とします。

なお、特に事情があると本市が認める場合を除き、優先交渉事業者に選定された旨が通知された後、2箇月以内に基本協定が締結できないときは、次順位の事業計画を提案した者を新たな優先交渉事業者とします。

(2) 審査結果及び事業計画の概要等の公表

基本協定の締結後、速やかに承継者の名称及び事業計画の概要等を公表します。

(3) 確認申請書類の提出

校舎について、建築基準法第6条に基づく申請を行う必要がある場合は、確認済証の交付を受けたときに、確認済証の写し、付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、日影図及び建築確認概要書の写しを1部提出してください。

10 審査委員への働きかけの禁止

審査委員会委員に対して、本件に関する接触を行うなど、応募者として著しく不適当と認められる事実があった場合は、優先交渉事業者及び承継者としての決定の取り消し、基本協定の破棄、契約の解除を行うことがあります。

＜参考１：「看護職員養成・確保に関する連携協力協議」について＞

１ これまでの経過

(1) 第１回「看護職員養成・確保に関する連携協力協議」開催（公開）

平成２２年４月１９日、看護短大の教育資源の承継を含め、医療の高度化や専門化に対応できる看護職員の養成等に関する連携協力の可能性について、関係私立大学等との協議を実施。

(2) 関係私立大学との個別協議（非公開）

第１回会議において、私立大学との連携協力については、看護短大の教育資源があまり分散しないような形態でのものが最も望ましいとの意見が出されていたことを踏まえつつ、本市と関係私立大学との間で個別協議を実施。

(3) 「看護職員養成・確保に関する連携協力協議」の終了

上記個別協議において、一括承継について大きな進展が望めない状況の中で、平成２４年１月３１日に、市内学校法人から承継に関する申出があったことを契機として、関係私立大学との合意の下で、当該連携協力協議を終了。

２ 関係私立大学

京都橘大学、京都光華女子大学、同志社大学、花園大学（オブザーバー参加）

※ 平成２２年４月に、市内に所在する全大学の意向確認を行った結果、参加の意思表示があった、四年制看護学科を設置又は設置予定の市内私立大学４校

＜参考２：申し出のあった学校法人について＞

１ 名称・代表者

学校法人育英館・理事長 松尾 英孝

２ 所在地

京都市伏見区深草鞍ヶ谷４５－５

３ 本市に対する主な申出内容

平成２６年４月を目途に、学校法人育英館又は新たに設立する学校法人を設置者として、看護短大の教育資源を承継する四年制看護単科大学を設置したい。看護短大の主要な教育資源である看護短大教員に関しては、本人が希望しない場合を除き、原則として採用したい。

＜参考 3：看護短大の土地の一部の利用について＞

1 土地の所在

京都市中京区壬生東高田町 1 番地の 2

2 土地の面積（現在の看護短大の敷地の面積）

8, 9 1 1. 7 7 m²（承継者が利用できる面積は、左記面積のうち、看護短大建物が立っていない空地部分の 4, 0 0 0 m²程度です。ただし、将来的には、看護短大の廃止後の本市の土地又は施設の利用状況により、土地の一部の追加利用ができる可能性があります。）

3 利用方法、条件等

ア 利用方法や条件等については、看護短大の土地の一部の利用を希望する者が優先交渉事業者に選定された場合に、その後、利用希望面積（最大 4, 0 0 0 m²程度）や希望形状（看護短大の既存建物に係る形での利用は認めません。）、使用権原等の詳細について、京都市と優先交渉事業者との間で別途協議のうえで定めます。

イ 使用料又は価額については、京都市の規定に基づき算出した額となりますので、あらかじめ御了承ください（貸付による場合には、定期借地権となります。また別途、保証料が必要です。貸付料は、京都市の規定に基づき減額できる場合があります。）。

ウ 利用に係る土地には、看護短大施設に係る歩行スペースや配管等が含まれる可能性があります。これらについては、看護短大存続中は京都市が引き続き無償で可以使用することとします。承継者の設置する建物の位置や工事スケジュール等の関係により、影響が生じる場合には、その取扱いについては、双方協議のうえで定めることとします。

エ 利用可能範囲及び建築規制等

別紙 1 参照

同土地は、「京都市高度医療・保健衛生福祉地区地区計画」の決定区域の一部となっております。これを含めた建築関連規制等の詳細については、申請者において調査されるものとし、同土地の利用を希望されるに当たっては、これらを了解のうえで応募いただいているものとみなします。

（看護短大土地の特色）

看護短期大学の土地は、国道 9 号線及び西大路通に近接する都市交通網の要所に位置するとともに、数百メートルの範囲内に J R 丹波口駅や阪急西院駅があり、公共交通も整った立地環境にあります。

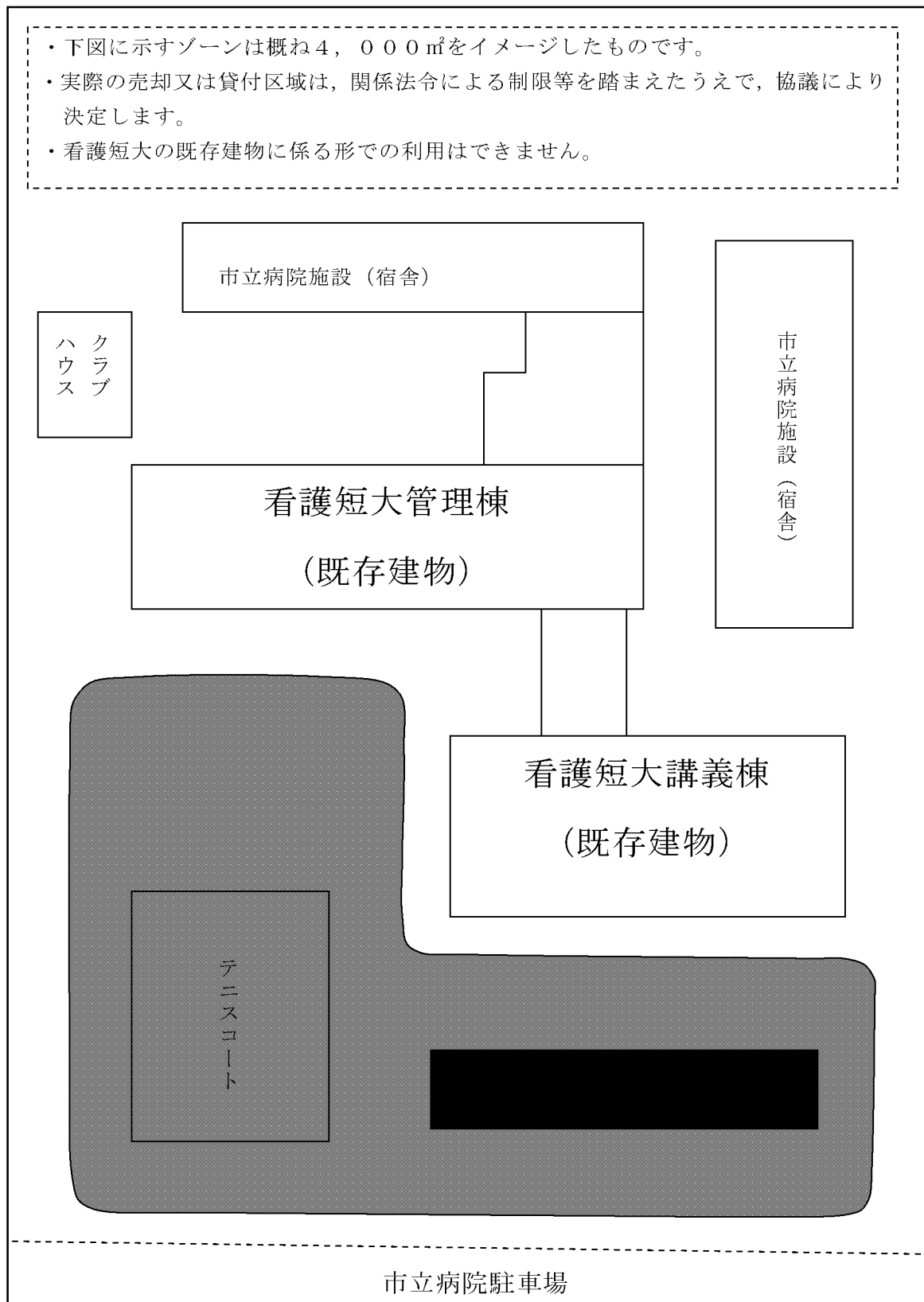
同敷地は京都市立病院敷地に隣接しており、また一帯は、総合的な医療、保健衛生及び福祉機能の整備拡充等を目的とする「京都市高度医療・

保健衛生福祉地区地区計画」の決定を受けています。

建築物の用途制限により、医療、保健衛生及び福祉機能等が集積した都市拠点にふさわしい建築物の誘導を図るとともに、壁面の位置、建ぺい率及び建築物の高さの制限等により、ゆとりのある市街地環境と良好な景観の形成、防災機能の向上を図ること等とされています。また、国道9号線に面する箇所については、地区施設として緑地を整備する方針が定められています。

このように、同敷地は、四年制看護学科（大学）を設置するにおいて、優れた周辺環境にあります。

承継者による利用可能ゾーンのイメージ図





平成 22 年 1 月 12 日

縮	2-1
---	-----

求積表

区分		1-2		Xn・(Yn+1-Yn-1)	
NO	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)	Xn・(Yn+1-Yn-1)	Xn・(Yn+1-Yn-1)
JBP40	-111313.752	-24121.683	2783177.741256	2783177.741256	2783177.741256
JBP41	-111313.794	-24143.743	4788385.476498	4788385.476498	4788385.476498
JBP42	-111313.757	-24164.700	2814345.718231	2814345.718231	2814345.718231
2012	-111313.749	-24169.026	2180970.284157	2180970.284157	2180970.284157
JBP43	-111313.722	-24184.293	4051485.539634	4051485.539634	4051485.539634
JBP44	-111313.724	-24205.423	3067472.292268	3067472.292268	3067472.292268
2011A	-111313.725	-24205.418	2932385.362450	2932385.362450	2932385.362450
JBP45	-111313.727	-24226.025	5420199.308811	5420199.308811	5420199.308811
2010A	-111313.696	-24260.543	4576662.611040	4576662.611040	4576662.611040
JBP46	-111313.690	-24267.140	7241178.161880	7241178.161880	7241178.161880
JBP49B	-111313.812	-24325.595	6900120.578256	6900120.578256	6900120.578256
JBP48	-111310.523	-24329.128	392926.146190	392926.146190	392926.146190
JBP47	-111310.343	-24329.125	150602.894079	150602.894079	150602.894079
JBP55	-111266.990	-24330.481	210628.412079	210628.412079	210628.412079
A.7	-111251.261	-24331.018	8707636.198470	8707636.198470	8707636.198470
A.8	-111252.719	-24352.221	-8963631.569830	-8963631.569830	-8963631.569830
A.2	-111144.416	-24350.448	7415333.146688	7415333.146688	7415333.146688
K.15	-111143.579	-24318.929	7597663.916861	7597663.916861	7597663.916861
A.6	-111133.174	-24318.807	1542639.588294	1542639.588294	1542639.588294
A.5	-111132.989	-24332.810	1549749.531605	1549749.531605	1549749.531605
JBP70	-111119.177	-24332.752	-19223.617621	-19223.617621	-19223.617621
JBP71	-111101.403	-24332.637	-17998.427286	-17998.427286	-17998.427286
JBP3	-111090.819	-24332.590	-6776.539959	-6776.539959	-6776.539959
K.107	-111088.250	-24332.576	-117975.721500	-117975.721500	-117975.721500
JK.6	-111088.256	-24331.528	125751.905792	125751.905792	125751.905792
JK.5	-111089.184	-24331.444	-2734126.996608	-2734126.996608	-2734126.996608
JK.4	-111088.855	-24306.916	-3945123.536256	-3945123.536256	-3945123.536256
JK.3	-111092.688	-24306.854	-3963799.809920	-3963799.809920	-3963799.809920
K.106	-111093.044	-24271.404	-24371.404	-24371.404	-24371.404
1521	-111106.686	-24271.174	-15554.936040	-15554.936040	-15554.936040
1520	-111106.682	-24271.126	-15443.828798	-15443.828798	-15443.828798
1519	-111119.563	-24271.035	-742056.441714	-742056.441714	-742056.441714
1523	-111119.651	-24264.810	-691719.827475	-691719.827475	-691719.827475
1526	-111131.464	-24264.810	-270593.574752	-270593.574752	-270593.574752
K.105	-111131.437	-24262.718	-1923931.491952	-1923931.491952	-1923931.491952
K.104	-111131.845	-24262.714	-1963477.437460	-1963477.437460	-1963477.437460
1517	-111131.535	-24245.050	-3547096.334190	-3547096.334190	-3547096.334190
K.103	-111131.262	-24230.796	-1598512.072608	-1598512.072608	-1598512.072608
1514	-111137.305	-24230.666	-2378782.876220	-2378782.876220	-2378782.876220
K.102	-111136.879	-24209.392	-2839320.166071	-2839320.166071	-2839320.166071
K.101	-111132.406	-24209.617	-2715189.302204	-2715189.302204	-2715189.302204
C.2	-111132.906	-24184.958	-11200299.941552	-11200299.941552	-11200299.941552
C.3	-111121.362	-24108.825	-8408442.341178	-8408442.341178	-8408442.341178
JBP25	-111132.388	-24109.289	139804.544104	139804.544104	139804.544104
JBP26	-111150.619	-24110.083	169226.995213	169226.995213	169226.995213
JBP27	-111168.360	-24110.816	96827.641560	96827.641560	96827.641560
JBP28	-111172.614	-24110.954	58254.449736	58254.449736	58254.449736
JBP29	-111181.746	-24111.340	89167.760292	89167.760292	89167.760292
JBP30	-111191.478	-24111.756	93177.735262	93177.735262	93177.735262
JBP31	-111201.477	-24112.169	323262.693639	323262.693639	323262.693639
JBP32	-111212.320	-24114.663	322849.364960	322849.364960	322849.364960
JBP33	-111222.587	-24115.072	124124.407092	124124.407092	124124.407092
JBP34	-111239.848	-24115.779	158628.032348	158628.032348	158628.032348
JBP35	-111257.152	-24116.499	106250.580160	106250.580160	106250.580160
JBP36	-111264.563	-24116.734	104267.919649	104267.919649	104267.919649
JBP37	-111280.499	-24117.421	149292.149159	149292.149159	149292.149159
JBP38	-111295.753	-24118.975	146799.058207	146799.058207	146799.058207
JBP39	-111310.987	-24118.740	401619.041096	401619.041096	401619.041096
合計			68094.545799	68094.545799	68094.545799
面積			34047.2728995	34047.2728995	34047.2728995

(地区計画についての資料) 京都市都市計画局のホームページから抜粋

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)
地区計画の決定(京都市決定)

都市計画京都市高度医療・保健衛生福祉地区地区計画を次のように決定する。

名	称	京都市高度医療・保健衛生福祉地区地区計画
位	置	京都市中京区壬生東高田町の一部
面	積	約 6. 2 h a
区域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	当地区は、広域災害時の第一次緊急輸送道路である国道 9 号線に面し西大路通に近接するなど、都市交通網の要所に位置しているとともに、数百メートルの範囲に J R 丹波口駅や阪急西院駅があるなど、公共交通も整った立地環境にある。また、当地区周辺には、住宅が密に建ち並び、市立病院等の施設利用のための歩行者環境の整備や、市街地環境の向上のための緑地の確保が望まれる地域でもある。 当地区は、明治 1 5 年にコレラ等の伝染病から市民を守るため設立された公立避病院を前身として、現在、京都市が行う政策医療及び高度医療の拠点であるとともに、市内唯一の地域災害医療センターの役割を担っている京都市立病院を核に、医療関連施設、保健衛生施設及び福祉施設等が立地している。 こうした地域特性を踏まえ、市民の安心で安全な暮らしを支える総合的な医療、保健衛生及び福祉機能の整備拡充、災害時の拠点機能の強化等による都市拠点としての機能向上、緑豊かな潤いのある市街地環境の形成や新たな景観の創出を図ることを地区の目標とする。
	土地利用の方針	高度医療や保健衛生、福祉及び防災等の施設の集約による都市拠点としての機能の充実と、市街地環境の向上、新たな景観の創出を図る。 A 地区 政策医療及び高度医療機能の拡充のため、高度集約化を図る病院施設を中心に、医療や防災関係施設等の誘導、緑地広場の整備や緑化の推進等を図る。 B 地区 医療、保健衛生及び福祉施設等の誘導を図るとともに、歩行者環境の向上、緑化の推進等を図る。
	地区施設の整備方針	1 市街地環境や景観の向上、防災機能の確保のため、五条通沿道の緑地の保全を図る。 2 市街地環境の向上のため、区域の外周道路に既設歩道と一体となった歩行者用通路の整備を図る。
	建築物等の整備方針	1 建築物の用途の制限により、医療、保健衛生及び福祉機能等が集積した都市拠点にふさわしい建築物の誘導を図る。 2 病院機能の充実と、救急災害活動スペースの創出を図るため、病院施設の高度集約化を図る。 3 壁面の位置、建ぺい率及び建築物の高さの制限等により、ゆとりのある市街地環境と良好な景観の形成、防災機能の向上を図る。 4 建築物の形態・意匠の制限を定め、新たな景観の創出を図る。
	その他当該区域の整備、開発又は保全に関する方針	災害活動空地としての緑地広場（2, 5 0 0 m ² 以上）の整備を図る。

	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物の形態及び意匠は、地区全体の景観として統一感があるものとする。 2 建築物の意匠がけばけばしい色彩その他周辺の町並みの景観に違和感を与えるものでないこと。 3 建築物の長大な壁面は、分節等により威圧感のないものにする。 4 屋上に設ける建築設備は、適切な修景措置が施されており、かつ、位置、規模、形態及び意匠について建築物の本体と均整が取れていること。
備	考	

地区計画区域及び地区整備計画区域、区域の区分、地区施設及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり

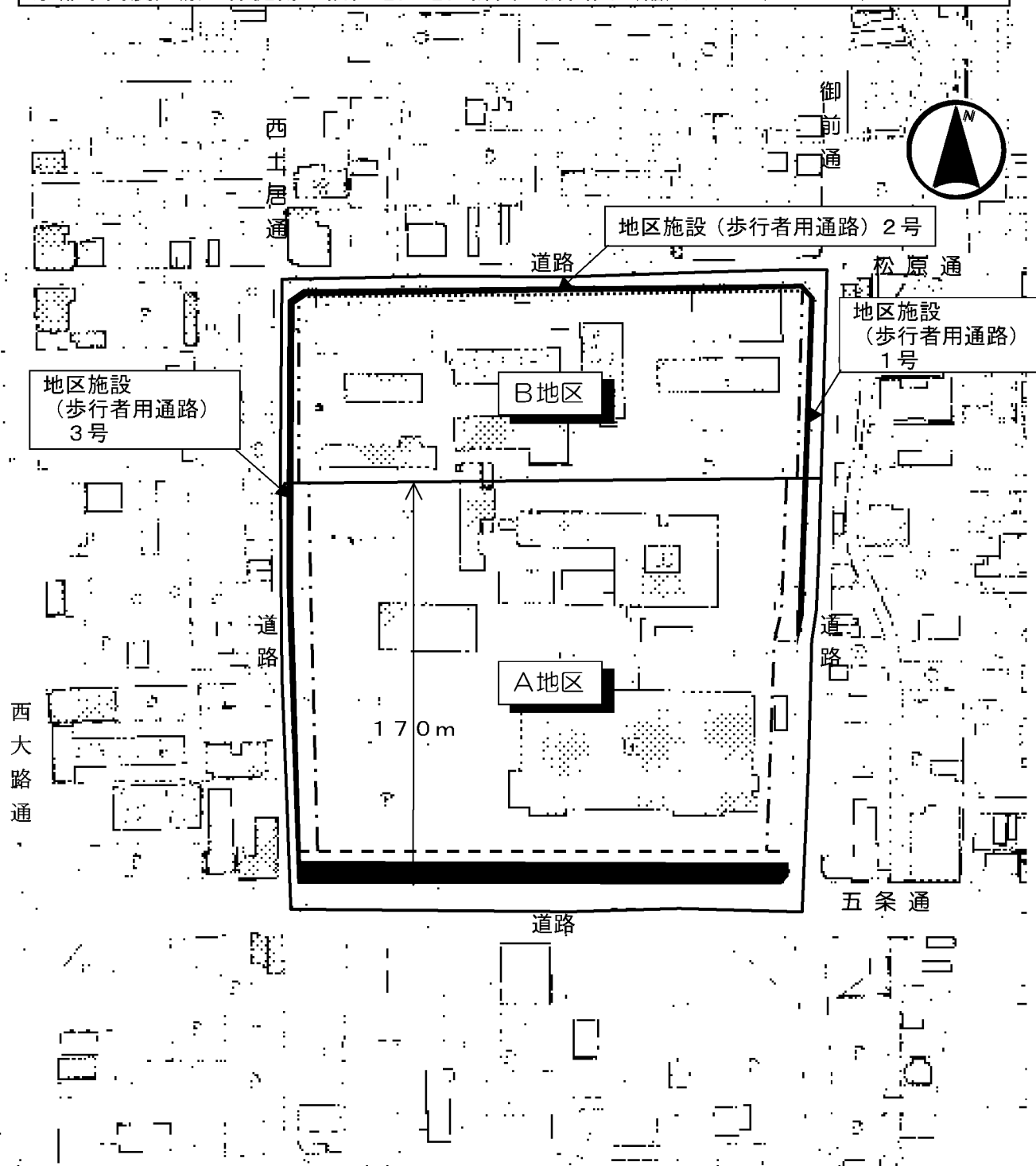
理 由

本都市計画は、京都市立病院を核に、医療、保健衛生及び福祉施設等が立地している本地区において、地区計画を策定することにより、都市拠点としての機能の向上、緑豊かな潤いのある市街地環境の形成及び新たな景観の創出を図るものである。

京都市都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

地区計画の決定（京都市決定）

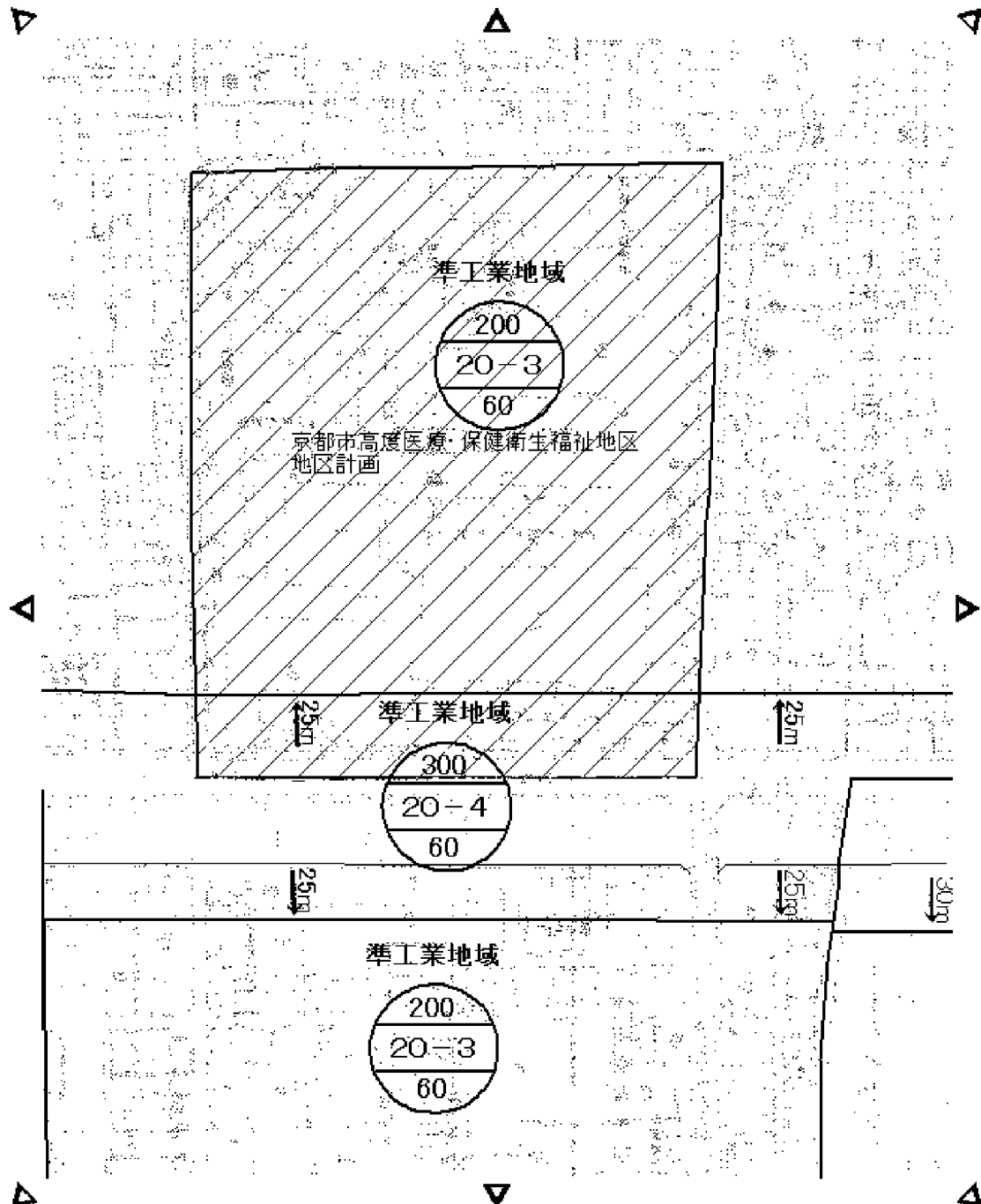
京都市高度医療・保健衛生福祉地区地区計画 計画図（縮尺 1／2, 500）



凡		地区計画区域及び 地区整備計画区域	----	壁面の位置の制限（15m）
			-.-.-	壁面の位置の制限（10m）
例		地区施設（緑地）	-.-.-	壁面の位置の制限（5m）
				壁面の位置の制限（1.5m）

京都市 都市計画情報 用途地域・高度地区

用途地域 高度地区	防火地域	都市施設	既成都市 区域	問い合わせ先
景観保全	屋外広告物	眺望景観	宅地造成工事 規制区域	検索に戻る
生産緑地地区				凡 例



- 京都市内のうち、用途地域の着色のある区域は市街化区域、着色のない区域(用途地域の指定がない部分)は市街化調整区域又は都市計画区域外です。
- 表示された図面は、平成24年2月1日現在の制限です。また、都市計画その他の内容を証明するものではなく、概略位置を示した参考図です。
- 図面には、微小な面などで制限内容が表示されていない箇所があります。また、境界付近など詳細を調べる場合は、必ず京都市都市計画課の窓口で御確認ください。
- TOPページの《本サービスの利用条件》を必ず御確認ください。

説明会参加申込書

平成 年 月 日

(あて先)
京 都 市 長

説明会について、下記のとおり参加を申し込みます。

記

法人名		
所在地		
参加者	参加人数	人
	代表者氏名	
	所属部署 役 職	
	電話番号 F A X	— — — —
	Eメール	@

質 問 書

平成 年 月 日

(あて先)
京 都 市 長法 人 名担当者氏名電 話 番 号E メ ー ル

京都市立看護短期大学の教育資源に係る承継者応募書類の作成等について、下記のとおり質問します。

記

質 問 事 項	
質問 1	
質問 2	
質問 3	

※ 記入スペースに不足が生じた場合、必要に応じて記入欄を拡大してください。

【様式1】

あて先 京 都 市 長

申 請 書

京都市立看護短期大学の教育資源に係る承継者公募要項に基づき、下記のとおり申請します。

記

申請者(団体)の 名称及び代表者 名	(ふりがな)
	印
事務所の所在地	(ふりがな)

連 絡 先		
担当者名及び担 当者が在籍する 事務所(部署)名	担当者名	事務所(部署)名
担当者が在籍す る事務所(部署) の所在地		
担当者の連絡先	電話番号・FAX	メールアドレス

京都市立看護短期大学の教育資源に係る承継者公募要項 7 (2)～(7)に記載する提出書類の説明

7 (2) 申請者の概要が分かる書類（様式任意）

区 分	新設学校法人が，四年制看護学科（大学）を設置する場合	既設学校法人が，四年制看護学科（大学）を設置する場合
ア 寄付行為	・ 設立に係る学校法人の寄付行為（案）	・ 現行の寄付行為 ・ 寄付行為の変更（案）の条項及び事由を記載した書面
イ 申請者の概要	・ 申請者の沿革，団体の事業内容，運営方針，運営体制等のわかるものを記載した書面	・ 学校法人の沿革，団体の事業内容，運営方針，運営体制等のわかるものを記載した書面
ウ 代表者の履歴	・ 設立代表者の履歴書	・ 学校法人の代表者の履歴書
エ 役員名簿 他の法人の役員との兼職者がある場合は，法人名と役職名を記載すること。	・ 設立に係る学校法人の役員予定者名簿 ・ 申請者の役員名簿	・ 現行の役員名簿 ・ （変更を予定している場合は，役員予定者名簿）

7 (3) 法人登記簿謄本

区 分	新設学校法人が，四年制看護学科（大学）を設置する場合	既設学校法人が，四年制看護学科（大学）を設置する場合
法人登記簿謄本	申請前 3 箇月以内に発行された申請者の登記簿謄本	

7 (4) 印鑑証明書

区 分	新設学校法人が，四年制看護学科（大学）を設置する場合	既設学校法人が，四年制看護学科（大学）を設置する場合
印鑑証明書	申請前 3 箇月以内に発行された申請者の印鑑証明書	

7 (5) 財務諸表 平成 2 2， 2 3 年度分（様式任意）

区 分	新設学校法人が，四年制看護学科（大学）を設置する場合	既設学校法人が，四年制看護学科（大学）を設置する場合
財務諸表	法令等に基づき作成された申請者の計算（決算）書類及びその付属明細表，財産目録，事業報告書等一式	

※ 平成 2 3 年度分の財務諸表が未決定の場合は，見込みにより同資料を作成し提出してください。

7(6) 納税証明書（平成23年4月1日以降に発行された直近2年分の原本）

区 分	新設学校法人が，四年制看護学科（大学）を設置する場合	既設学校法人が，四年制看護学科（大学）を設置する場合
ア 国税（法人税及び消費税）	申請者に未納のないことの証明書	
イ 市税（本市に事業所がある場合，法人市民税及び固定資産税）		

7(7) 事業運営実績書（様式任意）

区 分	新設学校法人が，四年制看護学科（大学）を設置する場合	既設学校法人が，四年制看護学科（大学）を設置する場合
事業運営実績書 実施している事業の内容，実施年数，実績等を詳細に記載すること。	申請者のもの	

京都市立看護短期大学の教育資源を承継する四年制看護学科（大学）の設置に係る事業計画書

平成 2 4 年 4 月

〇〇〇〇〇

申請者の名称を御記入ください。

1 事業計画趣旨説明

(1) 京都市内において四年制看護学科（大学）を設置しようとする目的	（看護師養成に係る社会的ニーズに対する応募者の認識や、新設する四年制看護学科（大学）が果たす役割等を御記入ください。）
(2) 看護短大の教育資源の承継を希望する理由	（承継を希望される理由と、本市が提示する看護短大の承継の条件（公募要項「5 応募条件」）との関連性を踏まえて御記入ください。）

2 四年制看護学科（大学）の概要

(1) 法人の名称			
(2) 事務所の所在地			
(3) 設置する学校の内容	ア 学校名		
	イ 学部・学科名等		
(4) (看護職の)教育課程	☐ 看護師課程	☐ 助産師課程	☐ 保健師課程
(5) 1 学年定員	人	人	人
(6) 収容定員	人	人	人
(7) 学生 1 人当たり納付金	円 (内訳) 円 円		
(8) 奨学金制度の整備予定・内容			
(9) 教育理念・カリキュラム作成の基本的考え方	(入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー), 入学者の特性 (社会人卒, 帰国子女卒, 編入卒の有無等), 卒業者の特性 (卒業時の能力等), 臨地実習教育の基本方針等について御記入ください。)		
(10) 組織及び人員配置計画等	(教職員の組織体系, 教員の講座組織等の考え方。別に任意様式で提出いただいてもかまいません。その際は, 本欄にその旨記載し, 本様式 (様式 2 - 2) の末尾に添付してください。)		
(11) 独自の取組, 特徴	(設置に係る四年制看護学科 (大学) において実施予定の独自の取組や, 特徴について御記入ください。)		

3 将来的な事業展開及び施設整備の構想

（大学院の設置，取得可能資格の充実等，四年制看護学科（大学）の将来の展開について御記入ください。）

【様式2-4】

4 四年制看護学科（大学）開設準備計画の概要

(1) 開設準備の実施体制 (組織図等)	(別に任意様式で提出いただいてもかまいません。その際は、本欄にその旨記載し、本様式(様式2-4)の末尾に添付してください。また、コンサルタント等への委託がある場合には、委託契約書及び委託先の概要及び実績がわかる書面についても添付してください。)			
(2) 校地等 看護短大の土地の一部を利用されない場合は、校地等について、土地の位置図、最寄り駅からの距離、交通機関等が分かる図面を本様式(様式2-4)の末尾に添付してください。	区 分		所 在 地	面 積
	校舎敷地等	校舎敷地	(看護短大の土地の一部の使用を希望する場合は、「看護短大の土地の一部」と記載。運動場用地欄、その他欄も同じ。)	m ² (うち借用 m ²)
		運動場用地		m ² (うち借用 m ²)
		小 計		m ² (うち借用 m ²)
	そ の 他			m ² (うち借用 m ²)
	合 計			m ² (うち借用 m ²)
	(校舎敷地や運動場等の整備計画について、教育にふさわしい環境をどのように考え、その考えに基づきどのように整備するかについて御記入ください。)			
(3) 校舎 既存建物を利用される場合は、当該建物について、付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等を本様式(様式2-4)の末尾に添付してください。	所在地		延べ床面積	
			m ²	
	ア (教員の研究室、必要な教室の整備計画について、どのような考え方で整備するのかについて御記入ください。)			
	イ (備品の整備計画について御記入ください。) ウ (図書の整備計画について御記入ください。)			
(4) 教員の採用方針、確保の見込み	専任教員数		(うち教授の数)	
	人		(人)	
	ア 看護短大引継ぎ教員の採用方針(採用時期、採用人数の考え方等を御記入ください。)			
	イ 上記ア以外の専任教員の採用方針、確保の見込み (ア) 看護系教員 (イ) 一般教育等を担当する教員			

大学設置基準等において、校地面積に算入されない部分(駐車場等)を記載

(5) 看護実習施設の考え方	(確保の方針、見込みについて御記入ください。)																																																									
(6) 開設までのスケジュール	(次のスケジュールが分かるよう記載してください。) ① 文部科学大臣への大学設置認可申請等手続き ② 文部科学大臣への寄付行為認可申請等手続き ③ 看護師養成施設指定申請等手続き ④ 校地造成、校舎建築、学生募集、広報、入試等の手続き 別に任意様式で提出いただいても結構です。その際は、本欄にその旨記載し、本様式(様式2-4)の末尾に添付してください。)																																																									
(7) 国の認可基準と申請者の計画の対比	ア 提出書類(次の「イ 申請者の区分表」の区分に応じて、下表の「申請者の区分」欄に☑を入れてください。) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>申請者の区分</th><th>☐</th><th>☐</th><th>☐</th></tr> <tr> <th></th><th></th><th>①</th><th>②</th><th>③</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出が必要な書類</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>国の認可基準と申請者の計画の対比まとめ表 【付属明細書1】</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr> <td>設置経費及び経常経費並びにその支払計画 【付属明細書2-1】</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr> <td>設置経費の算出基礎表 【付属明細書2-2】</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr> <td>経費の財源の調達方法 【付属明細書3】</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr> <td>財産目録総括表(負債率算定表) 【付属明細書4】</td><td></td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr> <td>負債償還計画書(負債償還率算定表) 【付属明細書5】</td><td></td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> イ 申請者の区分表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者の区分</th><th>四年制看護学科(大学)設置に当たって国に対し行う申請又は届出の種類</th><th>例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>私立学校法施行規則第2条に規定する文部科学大臣への申請</td><td>大学を設置する学校法人を新設する場合等</td></tr> <tr> <td>②</td><td>私立学校法施行規則第4条に規定する文部科学大臣への申請</td><td>学校法人が大学や学部を新設する場合(区分③の場合を除く。)等</td></tr> <tr> <td>③</td><td>私立学校法施行規則第4条の3に規定する所轄庁への届出</td><td>大学を設置している学校法人が学位の種類及び分野の変更を伴わない大学の学部を新設する場合等</td></tr> </tbody> </table>		申請者の区分	☐	☐	☐			①	②	③	提出が必要な書類					国の認可基準と申請者の計画の対比まとめ表 【付属明細書1】		○	○	—	設置経費及び経常経費並びにその支払計画 【付属明細書2-1】		○	○	—	設置経費の算出基礎表 【付属明細書2-2】		○	○	—	経費の財源の調達方法 【付属明細書3】		○	○	—	財産目録総括表(負債率算定表) 【付属明細書4】		—	○	—	負債償還計画書(負債償還率算定表) 【付属明細書5】		—	○	—	申請者の区分	四年制看護学科(大学)設置に当たって国に対し行う申請又は届出の種類	例	①	私立学校法施行規則第2条に規定する文部科学大臣への申請	大学を設置する学校法人を新設する場合等	②	私立学校法施行規則第4条に規定する文部科学大臣への申請	学校法人が大学や学部を新設する場合(区分③の場合を除く。)等	③	私立学校法施行規則第4条の3に規定する所轄庁への届出	大学を設置している学校法人が学位の種類及び分野の変更を伴わない大学の学部を新設する場合等
	申請者の区分	☐	☐	☐																																																						
		①	②	③																																																						
提出が必要な書類																																																										
国の認可基準と申請者の計画の対比まとめ表 【付属明細書1】		○	○	—																																																						
設置経費及び経常経費並びにその支払計画 【付属明細書2-1】		○	○	—																																																						
設置経費の算出基礎表 【付属明細書2-2】		○	○	—																																																						
経費の財源の調達方法 【付属明細書3】		○	○	—																																																						
財産目録総括表(負債率算定表) 【付属明細書4】		—	○	—																																																						
負債償還計画書(負債償還率算定表) 【付属明細書5】		—	○	—																																																						
申請者の区分	四年制看護学科(大学)設置に当たって国に対し行う申請又は届出の種類	例																																																								
①	私立学校法施行規則第2条に規定する文部科学大臣への申請	大学を設置する学校法人を新設する場合等																																																								
②	私立学校法施行規則第4条に規定する文部科学大臣への申請	学校法人が大学や学部を新設する場合(区分③の場合を除く。)等																																																								
③	私立学校法施行規則第4条の3に規定する所轄庁への届出	大学を設置している学校法人が学位の種類及び分野の変更を伴わない大学の学部を新設する場合等																																																								
(8) 京都市へ協力を希望する事項	(京都市立看護短期大学の教育資源を承継する四年制看護学科(大学)を設置するに当たり、京都市へ条件面等で協力を希望される事項がございましたら、御記入ください。)																																																									

○ 国の認可基準と申請者の計画の対比まとめ表

1 大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号）における
必須事項と申請者の計画の対比

区 分	国の基準		申請者の計画
(1) 校地の面積 (第37条)	収容定員×10㎡以上		収容定員： <u>○○○人</u>
	<u>○, ○○○㎡</u>	≤	(【様式2-4】4「(2) 校地等」の「校舎敷地等」欄の「小計」欄の面積) <u>○, ○○○㎡</u>
(2) 校舎の面積 (第37条の2及び別表第3)	収容定員数等に応じ算出 例 収容定員200人：3,966㎡ 収容定員320人：4,561.2㎡ 収容定員400人：4,958㎡		収容定員： <u>○○○人</u>
	<u>○, ○○○㎡</u>	≤	(【様式2-4】4「(3) 校舎」に記載の延べ床面積) <u>○, ○○○㎡</u>
(3) 専任教員数 (13条, 別表第1及び別表第2)	収容定員等に応じ算出 例 単科大学で、収容定員200人～400人の場合：19人		収容定員： <u>○○○人</u>
	<u>○○名</u> うち、半数以上 <u>(○○名)</u> は教授	≤	(【様式2-4】4「(4) 教員の採用方針、確保の見込み」に記載の専任教員数、教授数) <u>○○名</u> うち、教授 <u>(○○名)</u>

注 1 国の基準欄には、申請者の計画を踏まえ、申請者において下線部に大学設置基準における該当数値を記入すること。

2 申請者の計画欄には、申請に係る数値を記入すること。

2 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第41号）における必須事項と申請者の計画の対比）

区 分	国の基準		申請者の計画（又は状況）												
(1) 標準設置経費 (第1の1の(9)及び別表第1の1（第2の1の(3), 第3の1又は第4の1において準用する場合を含む。))	(単位：百万円) <table><tr><td>施設整備経費</td><td>〇〇〇</td></tr><tr><td>設備整備経費</td><td>〇〇〇</td></tr><tr><td>合 計</td><td>〇〇〇</td></tr></table>	施設整備経費	〇〇〇	設備整備経費	〇〇〇	合 計	〇〇〇	≦	(【付属明細書2－1】設置経費及び経常経費並びにその支払計画 ※1を参照) (単位：百万円) <table><tr><td>施設整備経費</td><td>〇〇〇</td></tr><tr><td>設備整備経費</td><td>〇〇〇</td></tr><tr><td>合 計</td><td>〇〇〇</td></tr></table>	施設整備経費	〇〇〇	設備整備経費	〇〇〇	合 計	〇〇〇
施設整備経費	〇〇〇														
設備整備経費	〇〇〇														
合 計	〇〇〇														
施設整備経費	〇〇〇														
設備整備経費	〇〇〇														
合 計	〇〇〇														
(2) 標準経常経費 (第1の2の(1)及び別表第2（第2の2の(3), 第3の2又は第4の2において準用する場合を含む。))	〇〇〇百万円	≦	(【付属明細書2－1】設置経費及び経常経費並びにその支払い計画 ※2を参照) 〇〇〇百万円												
(3) 申請者の計画する経費に係る財源の確保 (第1の1の(10), 第1の2, 第2の1の(3), 第2の2, 第3の1, 第3の2, 第4の1, 第4の2)	申請者が計画に計上する経費（設置経費と経常経費の合計額）の財源は、寄付金や資産売却収入等の負債とならない収入により確保し、現金預金や有価証券で保有することが必要 (【付属明細書2－1】設置経費及び経常経費並びにその支払計画 ※3を参照) 申請者の経費計上額 〇, 〇〇〇百万円	≦	(【付属明細書3】経費の財源の調達方法 ※4を参照) 申請者の確保する財源額 〇, 〇〇〇百万円												

※ 表中の年度の記載は、平成26年度開設の場合を想定したもの

(4) 負債率 (第2の4の(4) (第3の4又は 第4の4におい て準用する場合 を含む。)) 【様式2-4】4の (7)において、①の区 分に該当する申請者 には本要件は課され ないため記載不要	開設年度の前々年度末 (24年度末)の負債率 が、原則、0.25又は 0.33以下であること。 負債率：(総負債額-前受金)／総資産額 0.33の場合：開設年度の3年度前から完 成年度(23～29年度)の各年 度において、帰属収入>消費 支出のとき。	≧	(【付属明細書4】 財産目録総括表 ※5を参照) 24年度末の負債率 0. <u>00</u>														
(5) 負債償還 率 (第2の4の(4) (第3の4又は 第4の4におい て準用する場合 を含む。)) 【様式2-4】4の (7)において、①の区 分に該当する申請者 には本要件は課され ないため記載不要	開設年度の3年度前から 完成年度(23～29年度) までの各年度の負債償還 率が、 原則、0.2以下 であること。		≧	(【付属明細書5】 負債償還計画書 ※6を参照) 負債償還率 <table border="1"> <tr> <td>開設年度の3年度前 23年度</td> <td>0. 0</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>0. 0</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>0. 0</td> </tr> <tr> <td>開設年度 26年度</td> <td>0. 0</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>0. 0</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>0. 0</td> </tr> <tr> <td>完成年度 29年度</td> <td>0. 0</td> </tr> </table>	開設年度の3年度前 23年度	0. 0	24年度	0. 0	25年度	0. 0	開設年度 26年度	0. 0	27年度	0. 0	28年度	0. 0	完成年度 29年度
開設年度の3年度前 23年度	0. 0																
24年度	0. 0																
25年度	0. 0																
開設年度 26年度	0. 0																
27年度	0. 0																
28年度	0. 0																
完成年度 29年度	0. 0																

注 1 国の基準欄には、申請者の状況を踏まえ、申請者において下線部に学校法人の
寄附行為及び寄附行為の変更の認可に係る審査基準における該当数値を記入す
ること。

2 申請者の計画欄には、申請者において申請に係る数値を記入すること。

3 「(4) 負債率」及び「(5) 負債償還率」について、学校法人の寄附行為及び寄
附行為の変更の認可に係る審査基準に定める例外に該当し、要件の緩和を受けら
れるときは、その旨を注記するとともに、例外に該当することについて説明する
ため追加が必要な資料等があれば、任意様式で作成し、「(4) 負債率」に係るも
のについては【付属明細書4】の末尾に、「(5) 負債償還率」に係るものについ
ては【付属明細書5】の末尾に添付すること。

【付属明細書 2-1】

○ 設置経費及び経常経費並びにその支払計画

※ 表中の年度の記載は、平成26年度開設の場合を想定したもの

区 分		年 度	2 4 年 度	開設年度の前年度 2 5 年 度	開設年度 2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	合 計
設置経費	校 地 (うち造成費)		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	施設	基 準 内							※1
		基 準 外							※1
	設備	図 書							※1
		教 具							※1
		校 具							※1
備 品								※1	
小 計									
新設校の開設年度の経常経費									
合 計									

標準設置経費額以上の額の計上が必要 (【付属明細書 1】 2(1))

標準経常経費額以上の額の計上が必要 (【付属明細書 1】 2(2))

【付属明細書 3】の合計の額≧本欄記載額」が必要 (【付属明細書 1】 2(3))

注 1 文部科学大臣への学校法人の寄附行為又は寄附行為変更の認可の申請に係る提出書類である「設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書面」の記載の考え方に準じて作成すること。

2 設置経費及び開設年度の経常経費に係る支払計画 (設置する大学等に係る既取得の校地、校舎等の支払額を含む。) について、年度ごとに記入すること。

3 「校地」の欄には、造成費がある場合は括弧書きでその金額を記入すること。

4 「施設」については、大学設置基準 (昭和31年文部省令第28号) 等に定める基準面積に算入できないもの (基準内) とそれ以外のもの (基準外。寄宿舎や駐車場等で【様式2-4】の「4 四年制看護学科 (大学) 開設準備計画の概要」の「(2) 校地等」の「その他」欄に計上したもの) とに区分して記入すること。

5 「新設校の開設年度の経常経費」は、校地及び施設が全て借用の場合には、斜線を外し、開設年度から完成年度までの経常経費を記入すること。

【付属明細書 2－2】

○ 設置経費の算出基礎表

※ 表中の年度の記載は、平成26年度開設の場合を想定したものの

区分	整備予定の内容	契約等金額	24年度	開設年度 25年度	26年度	27年度	28年度	完成年度 29年度
校地	所在地 面積	千円 〇〇,〇〇〇 (うち造成費)	千円 〇〇,〇〇〇 (うち造成費)	千円 〇〇,〇〇〇	千円 〇〇,〇〇〇	千円 〇〇,〇〇〇	千円 〇〇,〇〇〇	千円 〇〇,〇〇〇
	合 計							
	整備施設 面積 ㎡単価							
施設	基準内	合 計						
	基準外	合 計						
設備	図書	合 計						
	教具	合 計						
	校具 備品	合 計						

注 1 文部科学大臣への学校法人の寄附行為又は寄附行為変更の認可の申請に係る提出書類である「設置経費の算出基礎表」の記載の考え方に準じて作成すること。ただし、「施設」欄の「整備施設」、「設備」欄の「図書」、「教具 校具 備品」については大まかなまとまりごとに記載してよい。

2 「校地」の欄については、造成費がある場合は括弧書きでその金額を記入すること。

3 「校地」の欄について、看護短大の土地の一部の使用を予定する場合は、所在地に「看護短大の土地の一部」と記載し、金額は、次の計算式により算出した額を計上すること。

- ・ 売却額＝1 1 万円 (㎡単価) × 譲渡希望面積 (最大4,000㎡まで)
- ・ 貸付額 (年額)＝3, 7 5 0 円 (㎡単価/年) × 借受希望面積 (最大4,000㎡まで)

※ 上記売却額及び貸付額は、本表作成のための計算を行うため、便宜上設定したもので、実際の価額あるいはその目安ではない。今後、同地の利用を希望する者が優先交渉業者となった場合には、その後に、利用希望面積や希望形状について協議したうえで、当該面積、形状を基に、京都市の規定に従い実際の価格を算出し、提示する。実際の価額は、上記価額より高くなることも考えられるため、財源（【付属明細書 3】参照）にはゆとりをもたせること。

【付属明細書 3】

○ 経費の財源の調達方法

区 分	財源充当額	財源の調達方法
記載例 現金預金	〇, 〇〇〇千円	記載例 〇〇年度までに学納金等帰属収入から積立てられた現金預金〇〇千円のうち 〇〇千円を財源に充当
有価証券	〇, 〇〇〇千円	〇〇年度までに学納金等帰属収入から購入された有価証券〇〇千円のうち国 債（額面金額）〇〇千円を財源に充当
寄付金収入	〇, 〇〇〇千円	申請年度（〇〇年度）の寄付金収入〇〇千円のうち〇〇千円を財源に充当 寄付者及び金額（予定） 例〇〇 〇〇〇, 〇〇〇千円
資産売却収入	〇, 〇〇〇千円	〇〇年度までに所在地〇〇の土地（〇〇㎡）の全部を売却し、当該不動産売 却収入〇〇千円を財源に充当
		【付属明細書 2-1】の合計欄の額≦本欄 記載額」が必要（【付属明細書 1】 2 (3)）
合 計		

注 1 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第41号）において、経費の財源として

認められないものは記載しないこと。

2 表に掲げた財源については、当該方法による財源の確保が確実であることを証する書面を本様式の末尾に添付すること。

例 現金預金・有価証券：現金預金又は有価証券の保有を証する銀行、証券会社等の証明書類

寄付金収入：寄付申込書（寄付者が申請団体の役員その他の関係者であるときは、当該寄付に係る財源の保有を証する銀行等の証明書類を添付すること。）

資産売却収入：登記所の証明書類及び不動産鑑定評価書（多ページにわたるときは、原本を事務局に提示して照合を受け、該当不

動産の表示部分及び金額記載部分の写しのみを添付してもよい。当該不動産価額の計算の方法及び根拠が明確であ

る場合には、不動産鑑定評価書に代え、路線価その他の資料に基づく時価を基準として申請者が評価した評価額申

出書でもよい。）等

【付属明細書4】

○ 財産目録総括表

※ 表中の年度の記載は、平成26年度開設の場合を想定したもの

科 目	年 度	開設年度から3年度前の年度 23年度末	開設年度の前々年度 24年度末	寄付金、売却収入等収納後 (○年○月○日予定)
一 基本財産			千円	千円
1 土地 (団地別)				
校地		㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡
計		㎡	㎡	㎡
2 建 物				
(1) 校舎		㎡	㎡	㎡
(2) 図書館		㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡
計		㎡	㎡	㎡
3 図書		冊	冊	冊
4 教具・校具・備品		点	点	点
5 その他				
二 運用財産				
1 預金, 現金				
2 積立金				
3 有価証券				
三 負債額				
1 固定負債				
(1) 日本私立学校振興・共済事業団				
(2) 住宅金融公庫				
(3) 市中金融機関				
(4) 学校債				

(5) 未払金	千円	千円	千円
(6) 退職給与引当金	千円	千円	千円
(7) その他	千円	千円	千円
2 流動負債	千円	千円	千円
(1) 短期借入金	千円	千円	千円
(2) 前受金	千円	千円	千円
(3) 未払金	千円	千円	千円
	千円	千円	千円
	千円	千円	千円
四 基本財産 (一) + 運用財産 (二)	千円	千円	千円
五 純資産 (四 - 三)	千円	千円	千円
六 負債率	%		%
総負債 (三) - 前受金			
$\frac{\text{総負債 (三) - 前受金}}{\text{純資産 (四)}} \times 100$	()		()

原則25%以下であることが必要(【付属明細書1】2(4))

注 1 文部科学大臣への学校法人の寄附行為又は寄附行為変更の認可の申請に係る提出書類である「財産目録総括表」の記載の考え方に準じて作成すること。

2 校地の再評価を行う場合には評価額及び再評価後の負債率を、設置経費及び開設年度の経常経費に借入金を充てる場合には借入金額及び借入金を含めた負債率を、括弧書きで記入すること。

【付属明細書 5】

○ 負債償還計画書

※ 表中の年度の記載は、平成26年度開設の場合を想定したもの

区 分	借入先	当初借入 金額	借入年月 日	返済期間 及び利率	24年度末 までの償 還額	24年度末 現在の残 額	借入金に対する返済計画					借入金の 使途等
							開設年度の 前年度	開設年度	27年度	28年度	完成年度	
23年度 末の負債 残高	〇〇銀行	千円 〇〇, 〇〇〇	〇年〇月〇日	〇年 % (据置 年)	千円 〇〇, 〇〇〇	千円 〇〇, 〇〇〇	千円 〇, 〇〇〇 (〇〇〇)	千円 〇, 〇〇〇 (〇〇〇)	千円 〇, 〇〇〇 (〇〇〇)	千円 〇, 〇〇〇 (〇〇〇)	千円 〇, 〇〇〇 (〇〇〇)	使途： 抵当：
	小 計											
	〇〇											
	小 計 (学校債)											
24年度 末以降の 借入予定	小 計											
	小計											
合 計												
うち短期借入金の元金												各網掛部分につ き、原則20%以 下であることが 必要(【付属 書1】2(5))
年 度 末												
帰 属												
収 入												
帰属収入に対する負債償還額（元金＋利息）の割合 （短期借入金の元金を除く負債償還率）												

	帰属収入 (①)	借入金等返済支 出(②)	借入金等利息支出 (③)	負債合計(④)		短期借入金の元金を 除く負債償還率
				(②+③)	うち短期借入金の元金	
23年度						%
24年度						%

- 注 1 文部科学大臣への学校法人の寄附行為又は寄附行為変更の認可の申請に係る提出書類である「負債償還計画」の記載の考え方に準じて作成すること。
- 2 法人全体の負債（開設年度の前年度以後に予定している負債，短期借入金等を含む。）についての償還計画を年度ごとに記入すること。
- 3 「借入金に対する返済計画」の項には，当該年度分の利息を括弧書きで記入すること。
- 4 「借入金の使途等」の項には，借入目的，借入に係る施設の建築費及び抵当物件等を具体的に記入すること。また，設置経費及び開設年度の経常経費に借入金を充てる場合には，その旨を記入すること。
- 5 「帰属収入に対する負債償還額（元金＋利息）の割合」の欄は，小数点第1位（小数点第2位切捨て）まで記入すること。また，短期借入金がある場合は，当該短期借入金の元金を除く負債償還率を括弧書きで記入すること。

審査項目及び審査基準

団体名				評価点の基準 3：各項目の評価基準に関し、特に優れていると認められる。 2：各項目の評価基準に関し、優れている、又は、基準を十分に満たしていると認められる。 1：各項目の評価基準に関し、普通、又は、基準の最低限は満たしていると認められる。 0：各項目に関し、劣っている、又は、最低限の基準を満たしていない。						
審査項目					評価基準	評価点	係数	満点		
大項目	中項目	小項目		審査参考資料						
事業計画の 適切性	事業計画の趣旨	1	四年制看護学科設立の目的	事業計画 1 (1)	看護師養成に係る社会的ニーズその他の社会情勢等を踏まえた先見性、合理性、妥当性が認められるか。	3 2 1 0	2	6		
		2	看護短大の教育資源承継の理由	事業計画 1 (2) その他事業計画全般	承継した教育資源が効果的に活用される事業計画となっているか。	3 2 1 0	3	9		
	四年制看護学科（大学）の概要	3	取得可能資格や収容定員、学生の納付金の設定	事業計画 2 (4)～2 (7)	取得可能資格や収容定員、学生の納付金の設定は、合理的で、妥当なものか。	3 2 1 0	1	3		
		4	奨学金制度の整備予定、その内容	事業計画 2 (8)	学生の修学支援の観点から十分なものとなっているか。京都市看護師修学資金融資制度との連携が予定されているか（公募要項 5 (3) オで事業計画に採りいれることが望ましい事項に規定）。	3 2 1 0	1	3		
		5	教育理念、カリキュラム作成の基本的考え方	事業計画 2 (9)	看護短大の教育的蓄積が反映されるものとなっているか。	3 2 1 0	3	9		
		6	組織及び人員配置計画等	事業計画 2 (10)	設置予定の組織や人員配置計画は大学の安定的運営の観点から妥当なものとなっているか。	3 2 1 0	1	3		
		7	独自の取組、特徴	事業計画 2 (11)	大学の個性につながる先見性、合理性、妥当性が認められるか。	3 2 1 0	2	6		
		将来的な事業展開及び施設整備の構想	8	将来的な事業展開及び施設整備の構想	事業計画 3	大学の将来的な魅力につながる先見性、合理性、妥当性が認められるか。	3 2 1 0	1	3	
四年制看護学科（大学）開設準備計画の適切性	四年制看護学科（大学）開設準備計画の概要	9	開設準備の実施体制	事業計画 4 (1)	準備事務を進めるうえで組織的に体制が組まれているか。	3 2 1 0	2	6		
		10	校地等	事業計画 4 (2)	立地環境が、看護短大の承継校として、また、看護教育にとってふさわしいものか	3 2 1 0	3	9		
		11	校舎	事業計画 4 (3)	学習環境が、看護短大の承継校として、また、看護教育にとってふさわしいものか	3 2 1 0	2	6		
		12	教員の採用方針、確保の見込み	事業計画 4 (4)	現実性、確実性があるか。	3 2 1 0	3	9		
		13	看護実習施設の考え方	事業計画 4 (5)	現実性、確実性があるか。 看護実習の一部を京都市立病院と協力し実施する予定があるか（公募要項 5 (3) エで事業計画に採りいれることが望ましい事項に規定）。	3 2 1 0	3	9		
		14	開設までのスケジュール	事業計画 4 (6)	確実性、合理性があるか。	3 2 1 0	1	3		
	※1 大学設置基準における 必須事項と申請者の計画の対比	15	校地の面積	付属明細書 1 の 1 (1)	大学設置基準における基準を満たしているか。	2 1 0	1	2		
		16	校舎の面積	付属明細書 1 の 1 (2)	大学設置基準における基準を満たしているか。	2 1 0	1	2		
		17	専任教員数	付属明細書 1 の 1 (3)	大学設置基準における基準を満たしているか。	2 1 0	1	2		
		※2 学校法人の寄附行為及び寄付行為の変更の認可に関する審査基準における必須事項と申請者の計画の対比	18	標準設置経費	付属明細書 1 の 2 (1)	標準設置経費に係る国の基準を満たしているか。	2 1 0	1	2	
			19	標準経常経費	付属明細書 1 の 2 (2)	標準経常経費に係る国の基準を満たしているか。	2 1 0	1	2	
			20	申請者の計画する経費に係る財源の確保	付属明細書 1 の 2 (3)	財源に係る国の基準（計上した経費以上の財源があること。）を満たしているか。	2 1 0	1	2	
			21	負債率	付属明細書 1 の 2 (4)	負債率に係る国の基準は満たして（下回って）いるか。	2 1 0	1	2	
			22	負債償還率	付属明細書 1 の 2 (5)	負債償還率に係る国の基準は満たして（下回って）いるか。	2 1 0	1	2	
その他	23	上記各項目のほか、特に評価できると考えられる事項（5点を限度に加点できる。）				／	／	5		
合				計						105

※1 及び ※2：次に記載する本要件の適用がない場合を除き、1項目でも0点（基準を満たしていない）がある場合は、必要最低限の要件が満たされないため、失格とします。
【様式2-4】4(7)イの申請者の区分のうち③（届出のみで学科が設置できる場合）の者については、※1及び※2の要件が課されません。また、同区分の①に該当する者については、※2の「21」、「22」の要件が課されません。このため、2以上の区分から申請者があったときは、それぞれ当該要件の適用がある区分の申請者のうちで、当該区分の合計点で最高点を獲得した者と同等の点数を加算します。

(問合せ先)

- ・担当部署 京都市保健福祉局保健衛生推進室医務審査課
- ・所在地 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町５００－１
中信御池ビル５階
- ・電話 ０７５－２１３－２９８３・２９９１
- ・FAX ０７５－２１３－２９９７
- ・E-mail imushinsa@city.kyoto.jp
- ・HPアドレス http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-5-2-0-0_3.html